

第7回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和3年7月26日（月）午後1時30分から南越前町役場別館2階第6会議室において、第7回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地改良届について
- 議案第4号 現況証明申請について

<その他>

非農地の現況報告について

出席委員 9名		欠席委員 1名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1	川崎 藤次	1	
2	西川 勝一	2	
3	桂 慶一郎	3	
4	岩寄 和実	4	
5	植村 功吉	5	
6	朝倉 勇二	6	
7		7	石山 清孝
8	田嶋 秀夫	8	
9	小不動 勝史	9	
10	惣次 健一	10	
事務局長	市村 誠		
書記	竹内 亮子		

議事録署名委員

6番

8番

<b>【開会】 午後1時30分</b>	
事務局長	皆さまお揃いですので、ただ今から第7回南越前町農業委員会総会を開催いたします。 はじめに、惣次会長よりご挨拶をお願いいたします。
<b>【会長あいさつ】</b>	
惣次会長 ※以下議長	あいさつ
<b>【議事録署名委員の指名】</b>	
事務局長	ありがとうございました。 本日は石山委員より欠席のご連絡をいただいておりますが、農業委員会等に関する法律第27号第3項の規定により、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 本日の議事録署名委員でございますが、6番 朝倉委員さんと8番 田嶋委員さんをお願いいたしたいと思います。次回の総会開催日に議事録への署名・押印をお願いしたいと思います。 それでは、南越前町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は惣次会長をお願いいたします。
<b>【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】</b>	
議長	はい、わかりました。 これより議事に入ります。本日の議題につきましては、お手元の会議資料のとおりです。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題といたします。 番号1と2を一括して議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	はい、本日はよろしくをお願いいたします。 議案第1号についてご説明いたします。 資料1ページをご覧ください。今回の農地法第3条の許可申請は2件です。 まず、番号1でございますが、譲渡人は町外にお住いの方で譲受人は南越前町にお住いの方です。 隣接農地所有者である譲受人がもともと譲渡人の農地を耕作されており、譲渡人が高齢による経営規模縮小のため、売買により所有権を移転することで話がまとまったことによる申請です。 譲受後の経営面積は〇〇㎡でございます。 位置につきましては、2ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。3ページは現地確認の様子です。 申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、4ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  次に、番号2でございますが、1ページにお戻りください。 譲渡人は、県外にお住いの方で譲受人は南越前町にお住いの方です。譲渡人は所有財産の処分を希望され、隣接農地所有者である譲受人と売買による所有権移転で話がまとまったことによる申請です。譲受後の経営面積は△△㎡でございます。 位置につきましては、5ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地ござ

事務局	<p>います。6ページは現地確認の様子です。</p> <p>申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、7ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありました案件でございますが、現地確認の報告を小不動産委員さんお願いします。</p>
小不動産委員 (着座にて)	<p>はい、報告します。</p> <p>7月14日に惣次会長さんと川崎委員さんと事務局2人の5名で現地確認を行いました。</p> <p>まず、番号1ですが、</p> <p>申請地は集落の北の方に位置する農地です。写真は草が茂ってみえますが、ハス田として利用されており、所有権の移転後も引き続き花ハスを作付する計画であり、問題はないと思います。</p> <p>続きまして番号2ですが、</p> <p>申請地は集落の手前にある農地です。現在は別の方が耕作していますが、移転後は水稻を作付される計画であり、問題はないと思います。</p> <p>以上です。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および小不動産委員さんからの説明について、発言のある方は挙手願います。無いですかね。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。</p>
<b>【議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について】</b>	
議長	<p>次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。番号1と2を一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>はい、ご説明いたします。8ページをご覧ください。</p> <p>今回、農地法第5条第1項の許可申請は2件ございます。いずれも北陸新幹線建設関連工事用地の一時転用申請です。</p> <p>まず、番号1でございますが、</p> <p>申請人は業者で、譲渡人は南越前町にお住いの方です。こちらの農地は当初の工事請負業者の令和3年3月に北陸新幹線、新北陸トンネル工事の作業ヤードとして一時転用申請で許可され、6月末日に工事が完了したところですが、引き続き次の北陸新幹線関連工事を請け負う業者に事業を承継しております。許可日から1年6ヶ月間使用したいということで、改めて申請されたものでございます。</p> <p>転用にあたり、隣接農地はございません。雨水は自然流化により道路側溝に放流します。この申請に際し、地元区長や農家組合長の同意を得ています。</p> <p>位置につきましては、9ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。10ページは現地確認の様子です。</p> <p>では、許可する上での判断について説明いたします。11ページをご覧ください。</p> <p>こちらの農地区分は、農用地区域に指定された区域内の農地でございまして、原則許可できない農地ですが、一時的な利用で工事完了後は農地に復元することとなっており、許可が可能と考えます。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>次に番号2でございますが、8ページにお戻りください。</p> <p>申請人は業者で、譲渡人は南越前町にお住いの方です。こちらの農地は平成29年10月に北陸新幹線、新北陸トンネル工事用地として一時転用したものの、3年の期間内に工事が完了せず、改めて2年間の転用期間延長を申請するものです。申請が遅延したことについては、始末書が提出されています。</p> <p>転用にあたり、隣接農地はございません。雨水は自然流下し農業用排水路に放流します。隣接地への土砂流出防止策としましては、土留めを設置しております。この申請に際し、地元区長や農家組合長の同意を得ています。</p> <p>位置につきましては、12ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。13ページは現地確認の様子です。</p> <p>では、許可する上での判断について説明いたします。14ページをご覧ください。</p> <p>こちらの農地区分も、農用地区域に指定された区域内の農地で原則許可できない農地ですが、一時的な利用で工事完了後は農地に復元することとなっており、許可が可能と考えます。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>これら2件とも農用地区域内農地であることから、県の意見を聴く案件でございまして、来月開催される県の常設審議委員会に上程いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>はい、ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を川崎委員さんお願いします。</p>

<p>川崎委員 (着座にて)</p>	<p>はい。では、報告いたします。</p> <p>7月14日に小不動産委員さん、惣次委員さんと私と事務局長、事務担当者の5名で現地確認を行いました。</p> <p>まず1番ですが、 申請地の周囲は道路と雑種地であります。新北陸トンネル工区の工事用地には現在、電気設備が建設されており、その取り付け道路整備工事のために引き続き使用したいということで、地元の関係者の同意も得られていますし、一時転用はやむを得ないものと判断いたします。</p> <p>続きまして2番目の清水ですが、 北陸新幹線の新北陸トンネル工区の工事が速やかに終わらないということで、2年間の期間延長申請がありました。無事に工事が完了するまでの間、転用はやむを得ないと判断いたしますし、周辺の設備はきちんとされており、現地の状況からやむを得ないと判断いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および川崎委員さんからの説明について、発言のある方は挙手でお願いします。何かないでしょうか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県に意見を送付いたします。</p>
<p><b>【議案第3号 農地改良届について】</b></p>	
<p>議長</p>	<p>次に、議案第3号「農地改良届について」を議題といたします。番号1と2を一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>今回、農地改良届は2件ございます。15ページをご覧ください。</p> <p>まず、番号1でございますが、 申請人は北陸新幹線の工事請負業者です。</p> <p>位置につきましては、16ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。17ページの写真は現地確認の様子です。</p> <p>申請地は、北陸新幹線工事用地として一時転用している農地で、北陸新幹線にて分断され、耕作面積が狭い隣接する3筆の田を同じ高さに合わせて復旧するという当初の要望通りに整備するための届出です。工事期間は令和3年10月末日までで、工事完了後は農地として有効利用されます。</p> <p>次に、番号2ですが、 申請人は業者です。</p> <p>位置につきましては、18ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。19ページの写真は現地確認の様子です。</p> <p>申請地は、平成29年10月の台風21号により、田んぼに土砂が流入したと区から被災状況報告があった農地です。今回、ようやく県事業として既設の治山えん堤の嵩上げ工事が発注され、申請業者が受注しました。治山えん堤の真下の農地であることから、工事に伴う仮設道路を設置することと、工事で発生した残土を利用し嵩上げして農地に復旧するという事で所有者と話がまとまったことによる届出です。工事期間は令和3年8月末日までで、工事完了後は農地として有効利用されます。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を小不動委員さんお願いいたします。</p>
小不動委員 (着座にて)	<p>はい、それでは報告させていただきます。</p> <p>7月14日に5名で現地確認を行いました。</p> <p>1番は、北陸新幹線の工事用地で、2番は、台風による被災農地ですが、いずれも嵩上げして農地として有効利用されるということから問題はないと判断いたします。</p> <p>以上です。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および小不動委員さんからの説明について、発言のある方は挙手願います。無いですかね。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。</p>

【議案第4号 現況証明申請について】	
議長	次に、議案第4号「現況証明申請について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、ご説明いたします。20ページをご覧ください。 申請人は南越前町にお住いの方です。 位置につきましては、21ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。22ページの写真は現地確認の様子です。 申請地は、明治時代の頃から建物が建ち、いつしか建物が撤去され、その後も道路の狭い集落の利便のために駐車場として利用されていたとのこと。今回、町外からの移住者に駐車場として利用していただくことで話がまとまり、現況にあった地目に変更したいというものです。 事務局からの説明は以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を川崎委員さんお願いします。
川崎委員 (着座にて)	はい、報告いたします。 申請地は、図面を見てもわかるように集落内ですね。農地としての利用予定はないということで現状に合った状況に変える現況証明申請については、問題ないと判断いたします。 よろしく願いいたします。
議長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および川崎委員さんからの説明について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし) 無いようでございますので、採決いたします。 議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。 以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。
【その他 非農地の現況報告について】	
議長	続きまして、その他に移ります。 前回の農業委員会において非農地判断の徹底について、事務局から説明がありましたが、今回、南越前町の非農地の現況を提示することになっていましたので、事務局の報告をお願いします。

事務局	<p>はい、それでは報告いたします。</p> <p>前回の農業委員会で、非農地判断の徹底について国からの通知を説明させていただきましたが、南越前町の現状を集計しましたのでその結果を報告いたします。</p> <p>別にお配りしてあります「登記地目が田・畑で現況が山林、原野のもの」をご覧ください。農地台帳から集計しましたところ、山林が3,380筆、原野が2,837筆の合計6,217筆ございました。2枚目の地図は、該当箇所を青色で示したものです。これはあくまでも固定資産課税上の現況地目であり、毎年現地確認しているわけではないため、全て網羅しているとは言えません。中には、共有名義のものや神社や寺の名義になっているものがございまして、農地として復活して担い手への賃貸借契約をしているものが5筆ございました。また、南条郡森林組合では、山際区域森林現況調査を南条郡森林組合に委託して、現況が山林や原野となっている農地について南条地区と今庄地区の一部で調査が完了しているようです。山林の現況確認は困難が予想されるためこちらをうまく活用したい考えです。できる地区から農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんと事務局とで計画的に現地確認を行い、非農地判断の徹底に努めていきたいと思っております。日程につきましては、改めて通知させていただきたいと思っております。ご理解とご協力の程、宜しく願いいたします。</p> <p>また、現況が山林、原野以外に河川敷等ほかにもたくさんございますが、今回集計させていただいたのは、非農地判断として、まず、非農地判断として、土地が森林等の様相を呈している等のうちに復元することが著しく困難であるものを先に集計させていただいております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、何か質問はありませんか。</p> <p>これは、台帳で調べたのか。</p>
事務局	はい。
岩寄委員	時間がかかる話やで、ぼちぼちするしかない。
議長	<p>想像がつかんな。完璧にするのは、なかなかできないな。</p> <p>ほかに無いようでしたら、事務局からの連絡事項がありましたらお願いします。</p>
【その他】 午後2時00分	

事務局	<p>はい。本日は、ありがとうございました。事務局から2点ございます。</p> <p>まず1点目ですが、お手元の「農地パトロールの実施について」をご覧ください。農地パトロールは、優良農地の確保と有効利用の促進を図っていく上で、農業委員会に求められている農地利用の最適化業務の一つになります。実施要領により農地パトロールを行っていただき、遊休農地等があった場合には写真等により記録に残し、報告をお願いいたします。写真は現像せず、デジタルカメラや携帯電話等のデータのままご持参いただいても結構です。また、パトロールを実施する際には、「農地パトロール実施中」のマグネットシートを貸し出しいたしますので、車体に貼付けるなどご活用ください。パトロールの実施時間等は、農業委員会活動記録簿に忘れずにご記入いただき、ご報告をお願いいたします。</p> <p>次に、2点目でございますが、「農業委員への事前確認」について前回、会議録に残さず非公開で意見交換をさせていただいた中で、隣の会議の流れを確認するというところで終わりましたので確認結果を報告いたします。</p> <p>といった状況でした。 連絡事項は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局からの連絡ですが、まず1点目は農地パトロールの実施をお願いするというもので、2点目については、丹南地区の農業委員会の会議の流れの報告でした。</p> <p>何かありましたらお願いします。</p> <p>どこもよく似たように現地確認はしているのかな。</p>
川崎委員	<p>農地パトロールの実施について、推進委員さんへの連絡はどのように周知されるのか。</p>
事務局	<p>本日の「農地パトロールの実施について」の通知を推進委員さんにも、事務局から総会結果とともに送付予定です。</p>
議長	<p>そのほか、よろしいようでしたら、 次回農業委員会の開催日について、事務局の説明をお願いします。</p>
<b>【次回農業委員会開催日について】</b>	
事務局長	<p>次回農業委員会の日程でございますが、事務局案といたしましては、9月27日（月）午後1時30分から ということでお願いしたいと思っております。場所につきましては、本日と同じく第6会議室で行う予定です。いかがでございましょうか。</p>
川崎委員	<p>稲刈りの時期で一番忙しい時期ではないでしょうか。</p>
植村委員	<p>雨が降ったらできないし、その時までわからないから良い。</p>
川崎委員	<p>あと、話は変わるが、担い手の指導は、どこの部署が担当になるのか。</p> <p>本日ちょっと、ナンバープレートを付けたトラクターではあるが、ローラーを回転させたまま車道を走り、田んぼに入っていくところを目撃しました。非常に危険かと思われま。今回は、集落営農組合ではあったが、担い手等に基本的ルールを守るよう注意書きを出していただきたい。</p>

事務局	農林水産課が担当です。
事務局長	何らかの手段で周知させていただきます。
西川委員	確か一昨年頃から、警察の指導が入っておりますから、担い手は聞いているはずですが。大型機械は車道を走れなくなっているはずである。警察も取り締まりをし始めたようです。
議長	それでは、今回は9月27日（月）ということで。
事務局長	<p>よろしく申し上げます。</p> <p>次回の開催通知、農地の現地調査の日程につきましては、改めてご通知をさせていただきます。よろしくお願いたします。</p> <p>以上をもちまして、第7回南越前町農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>閉会にあたりまして、川崎会長職務代理者よりご挨拶をお願いいたします。</p>
川崎会長職務代理者	あいさつ
<b>【閉会】 午後2時10分</b>	